

公立学校共済組合



〈一部ログインが必要〉

公立学校の教職員（任期付職員を含む）として採用された場合は、公立学校共済組合（以下「共済組合」という）の組合員となる。公立学校等の教職員によって組織される共済組合は、相互扶助の精神によって組合員とその家族（被扶養者）の生活の安定と福祉の向上を目指す組織である。

共済組合は、主に次の三つの事業を行っている。

- 1 短期給付事業（医療保険）
病気・けが、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に給付を行う。
- 2 長期給付事業（年金給付等）
厚生年金、年金払い退職給付などを決定、給付する。
- 3 福祉事業
保健事業（人間ドック、メンタルヘルス対策など）、貸付、医療、宿泊などの事業を実施する。

京都府教職員互助組合



〈一部ログインが必要〉

一般社団法人京都府教職員互助組合（以下「互助組合」という）は、組合員とその家族の生活の安定、福祉の増進を図り、京都府の教育文化の向上発展に寄与することを目的としている。

共済組合の制度を補完するとともに、大きく分けて短期給付、福利厚生、公益及び退職互助などの独自事業を行っている。

互助組合の被扶養者は、共済組合で被扶養者として認定された者をいう。

○ホームページ (<https://www.kyokyogo.or.jp/>)

組合員へのお知らせや互助組合事業の紹介をしている。また、互助組合報を閲覧できるほか、文化・体育事業やチケット・ガイド事業の申込・給付・貸付の各種申請用紙も入手できる。

○互助組合報

毎月発行（ただし8月は休刊）

理事会・ブロック運営委員会の報告、文化・体育事業のお知らせや、給付、貸付制度の案内の他、文化、健康関連の情報を掲載している。

心の健康

心の健康状態には、家庭事情、業務に関する事、その他、様々な要因が影響を与える。そのため、常日頃から自らのストレスを予防・軽減するための「セルフケア」を実践することが大切である。

メンタルヘルス＝心の健康づくりは、教職員一人一人が、まず、自身のストレスに気付き、そのストレスに応じた「セルフケア」を行うことが大切である。

相談窓口の活用



絶対に一人で悩みを抱え込まず、家族、友人、職場の同僚・管理職や相談窓口等にまず相談することが大切である。

《相談窓口》

○京都府総合教育センター

- ・「教職員のためのカウンセリング」 I T E C > 教育相談部

○公立学校共済組合京都支部

- ①「電話・面談メンタルヘルス相談」 TEL 0800-700-5680
- ②「Web相談（こころの相談）」 <https://www.mh-c.jp/>
ログイン番号 783269
- ③「LINEメンタルヘルス相談（心ほっとサポート@公立学校共済）」
※LINEアプリにて [ID:@kouritukyosai_mh] を友だち追加
- ④「教職員電話健康相談24」 0800-777-8349
- ⑤「こころの健康相談室」（府内の病院等で実施）
- ⑥「こころと暮らしの法律相談」（京都市内弁護士相談窓口で実施）
(⑤⑥)についての詳細は共済組合京都支部まで TEL 075-414-5807)